

第9回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年3月25日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所 京王プラザホテル 本館4階「花」C
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

目次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37
株主総会参考書類	42

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社GT-Agencyとの合併契約書承認の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

AppBank株式会社

証券コード:6177

2021年3月10日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目5番3号
A p p B a n k 株 式 会 社
代表取締役社長CEO 村井 智建

第9回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内にしたがって2021年3月24日（水曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館4階 「花」C
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第9期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社GT-Agencyとの合併契約書承認の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後7時まで
に到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる
議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年3月24日（水曜日）午後7時までに行使してく
ださい。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるも のを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議 決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたしま す。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権を
行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、本年は座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が前年より大幅に減少いたしま
す。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りせざるを得ない場合がありますので、予めご
了承ください。また、当日は感染拡大のリスクを低減するため、例年よりも短時間の開催とし、飲
料水・お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお
願い申し上げます。

◎連結注記表及び個別注記表につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インター
ネット上の当社ウェブサイト（<http://www.appbank.co.jp/>）に掲載させていただきますので、
本招集ご通知の添付書類には記載していません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社のウェ
ブサイト（<http://www.appbank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年3月24日（水曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、主にメディア事業とストア事業の2種のセグメントを軸にビジネス展開しております。

当連結会計年度における当社グループを取りまく経営環境におきまして、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響が懸念されております。緊急事態宣言が発令される中、生活や産業のあらゆる場面に「ニューノーマル（新常態）」が浸透し、感染症拡大防止と経済成長の両立が求められております。

4 媒体広告市場（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ）が前年の水準を下回る状況が続く一方で、当社メディア事業の主たる事業内容であるインターネット広告市場においては、前年水準を上回る水準の回復傾向にあります。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による個人所得の減少や雇用環境の悪化による景気の後退など、先行きは予断の許さない状況となっております（注）。

（注）出所：経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」（2020年11月確報版）

このような環境下において、当社グループは、中期的な成長戦略として「脱マックスむらいにおける収益構造」の確立を目指しております。そのためにも、まずは「既存事業分野での成長と深耕」による収益の回復に努めてまいりました。メディア事業においては、当連結会計年度にコンテンツ制作体制の見直しと拡充を行い、「AppBank.net」、「マックスむらいチャンネル」を始めとする当社運営メディアのPV並びに視聴回数の増加を図りました。同時に、広告売上の増加を目指して純広告（BtoBタイアップ広告）営業の強化も進めました。事業面においては進捗が見られる一方、それらが売上の回復に繋がるまでは一定のタイムラグが発生することから、継続的な製造費用のコントロール並びに販売費及び一般管理費の圧縮にも務めました。

当連結会計年度における業績は、売上高547,483千円（前年同期比58.6%減）、営業損失136,262千円（前年同期は営業損失55,768千円）、経常損失138,036千円（前年同期は経常

損失56,434千円)、親会社株主に帰属する当期純損失177,581千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失70,659千円)となりました。

(2) セグメント別概況

(メディア事業)

メディア事業におきましては、サイト運営、スマートフォンアプリの開発・運営、インターネット動画配信、アドネットワーク運営及びこれらと連動する広告枠販売等のビジネスを行っております。サイト運営では、中核メディアサイト「AppBank.net」、攻略サイト「パズドラ究極攻略」、「モンスター攻略」等を提供しております。動画配信の分野では、「YouTube」及び「niconico」を通じて動画コンテンツの提供・公開を行っており、うちYouTubeでは、チャンネル登録者が約150万人の「マックスむらいチャンネル」、「AppBankTV」等を提供・公開しております。

なお、当連結会計年度では、自社YouTubeチャンネルのリニューアルを実施いたしました。新たに、静岡県のを舞台に一から山を整備する様子や、山で育てた作物をもとにした特産品の開発など様々な企画を配信しております。これらの動画チャンネルでは、今後もより自由度が高く、魅力的な動画コンテンツを制作し、「地方密着型」ならではの企画や特産品の開発などを視聴者の方にお届けし、楽しんでいただくことで、これまで当社がリーチできなかった新たなファン層の獲得並びに社外パートナーとの連携等によるストア事業への展開を意図しております。

社外パートナーとの連携実績として、当第4四半期において、農と食のプラットフォームを運営する一般財団法人興農学園と提携し、長野県の農場で生産されたりんごの販売を行いました。また、農事組合法人丸榮の栽培するみかんを、「手むき究極のみかんジュース」として製品企画し、クラウドファンディングサイトに掲載し、目標調達金額を達成いたしました。来期以降も、引き続き「地方密着型」ならではの商材の開発・販売を手がけていく予定です。

営業面では、純広告収益、動画広告、アドネットワーク広告収益等が前年同期と比べて大きく減少いたしました。これは、前期に実施したコンテンツ投資の抑制及び制作体制の縮小によって、魅力的かつ安定的なコンテンツ制作に影響が出ていたことから、新たな経営体制のもとでコンテンツ制作体制の強化を図っておりますが、前年同期と比較し動画の視聴回数の回復が遅れていること、また、主に前半期までのアドネットワークの広告単価が影響いたしました。純広告については、前期に営業体制を縮小していたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等で前半期に十分な営業活動を行うことができなかったことが影響いたしました。一方、当四半期において、コンテンツ制作面では、当四半期において新たなメディア事業部長を選任し、編集や広告運用方針の見直し等の活動並びに投資を行った結果、「AppBank.net」のPV数及びPVあたり広告収益は前年同期と比較して増加傾向にあります。また、自社YouTubeチャンネルの視聴回数の回復は遅れておりますが、チャンネルのリニューアル実施や新たな企画の開始等、コンテンツ制作において一定の進捗が見られました。営業体制についても、戦略の見直しや新たな広告商品の企画を行ったことで、徐々に営業活動の進捗が見られるようになりましたが、安定的な受注体制構築に向け、さらなる活動の見直しを行っております。このように、コンテンツ制作、営業体制の両面で改善を進めることにより、売上の拡大を図ってまいります。利益面では、継続的に製造費用のコントロール及び販売促進費の圧縮を進めました。その結果、売上総利益率において第3四半期と比較して一定の向上が見られました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高288,415千円（前年同期比29.0%減）、セグメント損失142,065千円（前年同期はセグメント損失69,839千円）となりました。

（ストア事業）

ストア事業におきましては「AppBank Store」のEコマースサイト及び店舗においてスマートフォンアクセサリをはじめとするグッズの販売を行うとともに、スマートフォンユーザーのライフスタイルをより豊かにするために、iPhone修理等のサービスを展開しております。しかし、第1四半期連結会計期間におきまして、当事業セグメントを構成しておりました株式会社AppBank Storeの株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。また、第2四半期連結会計期間において、テーマ株式会社を設立し、連結の範囲に含めております。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント合計では、売上高は254,802千円（前年同期比72.9%減）、セグメント利益は809千円（前年同期比93.4%減）となりました。

(セグメント別売上高)

事業区分	前連結会計年度 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	当連結会計年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	前年同期比	
	セグメント売上高	セグメント売上高	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
メディア事業	405,969	288,415	△117,554	△29.0
ストア事業	939,278	254,802	△684,476	△72.9

(セグメント別営業損益)

事業区分	前連結会計年度 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	当連結会計年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	前年同期比	
	セグメント利益又は損失	セグメント利益又は損失	増減額	増減率
	千円	千円	千円	%
メディア事業	△69,839	△142,065	△72,225	-
ストア事業	12,271	809	△11,461	△93.4

(注) 各業績数値は、セグメント間の内部売上高又は振替高及びセグメント間の取引消去前の金額であります。

(3) 設備投資の状況

①当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,372千円であり、主にサーバー設備や車両等の購入であります。

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充
該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後、事業を展開するにあたり、当社グループが対処すべき課題として認識している点は、以下のとおりであります。

①運営メディアの強化

当社グループは、Webサイト「AppBank.net」やYouTube「マックスむらいチャンネル」をはじめとした運営メディア及び運営アプリを通じ、多様なユーザーの支持を得て、メディアとしての媒体力を強化していくことが業績拡大のためにも重要な課題であると認識しております。そのためには、まず、既存メディアである「AppBank.net」や「マックスむらいチャンネル」等のブログメディアや動画メディアを活性化させ、多様なユーザーの支持が得られるメディアに再生する必要があると考えております。当連結会計年度においては、コンテンツ制作体制の見直しと充実を図り、「AppBank.net」のPV数及びPVあたり広告単価の向上、「マックスむらいチャンネル」を始めとする動画チャンネルのリニューアル、並びに動画チャンネルと連携したEコマースサイトのローンチを実現できました。同時に、広

告売上の増加を目指して純広告（BtoBティアップ広告）営業の強化も進めております。今後も、運営メディアの規模拡大と収益性の向上を図りつつ、そのために必要なコンテンツ投資を行うことで、メディア事業の収益を拡大させていく方針であります。

②人材の確保及び育成

当社グループが主に事業を営んでいるインターネット市場は、技術革新が目覚ましいスピードで進み、多種多様なサービスが生まれております。このような中、当社グループの成長の源泉は、成長をけん引する人材であり、優秀な人材の確保は、競合他社に対する優位性を左右する大きな要因となると考えています。このため、人事制度の整備とリモートワークの導入等、働き甲斐のある仕事環境の整備によって、優秀な人材の確保と在籍中の人材の継続的な育成を図ってまいります。

③「AppBankグループ行動規範」の共有

当社グループは、2016年7月に継続的な企業価値向上に向け「AppBankグループ行動規範」を制定いたしました。当社グループが長年にわたり持続的に競争力や影響力を持ち続け、発展していくため、「AppBankグループ行動規範」を基に、経営理念である「You are my friend!」をグループ全体で共有し、更に高い倫理観と社会的良識の定着に向け一層の理解と浸透に努めてまいります。

④継続的な新規事業の創出

インターネットにかかわる事業領域は、製品やサービスの新陳代謝が著しい分野であり、このような環境の中で、継続的な成長を実現するためには、既存事業の成長及び強化を図るだけでなく、様々な新規事業の創出やサービスの立ち上げに取り組み続けることが重要であると認識しております。当社グループにおいては、中長期の競争力確保につながる事業開発を継続的かつ積極的に行い、様々な市場でインターネットとコンテンツを軸とした事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

⑤内部管理体制、コーポレート・ガバナンス機能の強化

当社グループは、事業の継続的な発展を実現させるためには、内部管理体制とコーポレート・ガバナンス機能の強化を通じた経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

まず、内部管理体制に関しては、当社グループの業務における不具合や不正行為等を未然に防止する観点から、相互チェック機能を強化し、内部監査室による定期的なモニタリング

も実施しております。また、法令違反や各種ハラスメント等に対する牽制機能と未然防止の観点から、内部通報窓口を社内と社外にそれぞれ設置するとともに、より一層の倫理観と社会的良識の浸透を目的に社員教育に努めてまいります。

次に、コーポレート・ガバナンスに関しては、監査役及び監査役会による取締役の業務執行に対する監視機能の充実を図るとともに、内部監査室、監査役、監査法人との連携を定期的に行い、意見・情報交換を基に透明性と公正性を確保しております。

当社グループは、ステークホルダーとも良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げていくよう、迅速な経営の意思決定ができる効率化された組織体制の構築に向けて更に体制の強化に取り組んでまいります。

⑥コーポレートブランド価値の向上

当社グループは、事業の継続的な発展のためには、ユーザーからの信頼を基盤に、ユーザーから支持される事業を展開していくことが不可欠と認識しております。当社グループは、ステークホルダーに対して経営の透明性の向上や健全性の確保を図り、併せて適切な情報開示と、積極的な広報活動等を行うことにより、コーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	第6期 2017年12月期	第7期 2018年12月期	第8期 2019年12月期	当連結会計年度 第9期 2020年12月期
売上高	1,829,228	1,423,230	1,323,302	547,483
経常損失(△)	△275,236	△216,315	△56,434	△138,036
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△459,228	△250,034	△70,659	△177,581
1株当たり当期純損失(△)	△68円65銭	△36円05銭	△9円08銭	△22円63銭
総資産	1,372,176	1,197,217	1,081,128	604,291
純資産	616,938	686,267	700,670	519,521

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年12月31日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
3 bitter株式会社	56,903千円	100%	アプリと場所を繋ぐサービス『SWAMP』の提供、ビーコンの製造及び販売、リアル連動型アプリ・マーケティング施策のコンサルティング
テーマ株式会社	5,000千円	100%	ブランド開発・マーケティング支援

- (注) 1. 3 bitter株式会社は2020年5月29日(みなし取得日2020年6月30日)に全株式を取得し、同社を連結子会社としております。
2. テーマ株式会社は2020年5月14日に設立しております。
3. 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社AppBank Storeは、当連結会計年度に株式全てを譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ・ アプリレビューサイト「AppBank.net」の運営・YouTube等におけるインターネット動画の制作・配信をはじめとしたメディア事業
- ・ Eコマースや実店舗を通じてスマートフォン向けアクセサリ等を販売するストア事業

(12) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

- ① 当社
本 社 東京都千代田区
- ② 子会社
3 bitter株式会社 東京都千代田区
テーマ株式会社 東京都千代田区

(13) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア事業	18名 (5名)	2名増 (-)
ストア事業	1名 (1名)	20名減 (17名減)
全社(共通)	7名 (1名)	3名減 (2名減)
合計	25名 (6名)	21名減 (19名減)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。
3. ストア事業の従業員数が前連結会計年度末に比べて、20名(17名)減少している主な理由は、当連結会計年度において、株式会社AppBank Storeの株式を全て譲渡したことにより、連結の範囲から除外したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
25名 (6名)	1名減 (2名減)	34.8歳	2.80年	4,283千円

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(14) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

金融機関	借入残高 (千円)
日本政策金融公庫	15,830
城南信用金庫	8,560
株式会社みずほ銀行	8,353
株式会社りそな銀行	3,372

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度におきまして、136,262千円の営業損失を計上しており、5期連続の営業損失となることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当連結会計年度末において、472,444千円の現金及び現金同等物を有しており、当面の事業資金を確保していること、また、当社グループはこのような事象又は状況を解消・改善するため、以下の対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

① 事業収益の改善

本連結会計年度においては、連結子会社であった株式会社AppBank Storeの株式譲渡を行う一方、M&Aや子会社の設立などによる事業ポートフォリオの再編を実施いたしました。同時に、経営幹部層の拡充や事業投資を実施し、今後の事業成長のための基盤づくりを行いました。

今後は、まず中核事業である「AppBank.net」、「マックスむらいチャンネル」を始めとする動画チャンネルを中心に売上の拡大を図る方針です。具体的には、「AppBank.net」、「マックスむらいチャンネル」とともに、運営メディアのコンテンツ制作及び集客施策の強化によるサイトPV・動画視聴回数の増加を目指してまいります。同時に、広告営業体制の見直しや広告単価の増加を図ることで、純広告、アドネットワーク広告売上の拡大を目指します。

「AppBank.net」では、当社として注力すべきコンテンツの題材を整理し、制作チームを再編しました。各制作チームにおいて、より魅力的なコンテンツを数多く配信できるよう、企画・編集オペレーションの見直しを進めております。集客施策については、主にシステム面からSEO対策やサイト内のユーザー回遊の強化を図ってまいります。広告単価の向上については、外部パートナーと連携して広告運用の改善とノウハウ蓄積が順調に進んでいると考えておりますが、今後も鋭意改善を進めてまいります。

「マックスむらいチャンネル」等の動画チャンネルにおいては、静岡県にある山の賃貸借を契機として、2020年9月と2021年1月にチャンネルのリニューアルを行いました。「マックスむらい」のゲームプレイ動画やトーク動画が好きな従来の動画のファン、また山の動画をきっかけに獲得できた新たなファンのそれぞれに対して魅力的な動画の企画及び制作体制の構築を行ってまいります。

また営業体制については、「AppBank.net」、動画チャンネルともに、営業人員の採用を進めると同時に、各媒体の現状に適した新たな広告商品の開発を進めており、今後の販売強化を図る方針です。

一朝一夕にという訳にはまいりませんが、これらの施策を着実に実行していくことで、チャンネル視聴回数の増加を図り、純広告・動画広告売上の拡大を目指してまいります。

併せて、本連結会計年度において設立・取得した子会社においても売上拡大を目指してまいります。

② 営業費用の適正化

本連結会計年度において、現状の事業規模に見合った組織並びに業務の見直しを行い、販売費及び一般管理費の削減を実施いたしました。今後も事業成長のために必要な投資を行ってまいります。一方で、売上拡大のための効果的・効率的なコンテンツ制作原価の管理と販売費及び一般管理費の抑制を継続してまいります。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,862,500株
 (3) 株主数 6,278名
 (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率
村井 智建	1,563,000	19.91%
宮下 泰明	696,300	8.87%
楽天証券株式会社	141,200	1.79%
株式会社SBI証券	134,242	1.71%
松浦 貴美子	130,200	1.65%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	90,400	1.15%
山本 大助	80,000	1.01%
JPモルガン証券株式会社	62,100	0.79%
GMOクリック証券株式会社	50,800	0.64%
功刀 文宏	50,600	0.64%

(注) 当社は自己株式（14,643株）を保有しております。
 また、持株比率は自己株式を控除した上で小数点第3位を切り捨てて計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2020年12月31日現在)

名称	第1回新株予約権						
株主総会の決議日	2014年5月28日						
新株予約権の数	2,000個						
目的となる株式の種類	普通株式						
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株						
新株予約権1個当たりの発行価額	無償						
権利行使時1株当たりの行使価額	250円						
権利行使期間	2016年6月1日から2024年5月27日まで						
行使の条件	<p>①新株予約権の目的たる株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>③本新株予約権の行使時において、会社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。</p> <p>④その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。</p>						
取締役の保有状況(社外取締役除く)	該当なし						
社外取締役の保有状況	該当なし						
監査役の保有状況	<table> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>2,000個</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式数</td> <td>6,000株</td> </tr> <tr> <td>保有者数</td> <td>1人</td> </tr> </table>	新株予約権の数	2,000個	目的となる株式数	6,000株	保有者数	1人
新株予約権の数	2,000個						
目的となる株式数	6,000株						
保有者数	1人						

(注) 1. 当社は、2015年7月28日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。このため、当事業年度末日現在における「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は、調整後の内容となっております。

2. 当社監査役に付与している新株予約権は全て監査役就任前に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

項目		第7回新株予約権	
発行決議日		2020年6月17日	
新株予約権の数		413個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 41,300株	
新株予約権の1個当たりの発行価額		無償	
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		27,800円	
新株予約権の行使期間		2022年7月2日から 2025年7月1日まで	
行使の条件		(注)	
使用人への 交付状況	当社使用人	交付者数 交付数	9名 413個

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」といい、割当日において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある者に限る。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
2. 本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社普通株式にかかる発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名称	第6回新株予約権
株主総会の決議日	2020年6月17日
新株予約権の数	5,587個
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	558,700株
新株予約権1個当たりの発行価額	500円
権利行使時1株当たりの行使価額	212円
権利行使期間	2020年7月2日から2027年7月1日まで
行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益の額が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。ただし、当社の営業利益の額にかかわらず、新株予約権者は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち10%を限度として行使することができる。</p> <p>①営業利益の額が0円を超過した場合 行使可能割合 70% ②営業利益の額が1億円を超過した場合 行使可能割合 100%</p> <p>なお、上記における営業利益の額の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書）における営業利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更または修正すべき場合には、別途参照すべき指標またはその算定方法を取締役会にて定めるものとする。</p>

名称	第6回新株予約権						
行使の条件	<p>(2) 上記(1)の条件達成にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>①当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>②当社が法令や東京証券取引所マザーズの規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>③当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>④その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>						
取締役の保有状況(社外取締役除く)	<table border="0"> <tr> <td>新株予約権の数</td> <td>3,008個</td> </tr> <tr> <td>目的となる株式数</td> <td>300,800株</td> </tr> <tr> <td>保有者数</td> <td>1人</td> </tr> </table>	新株予約権の数	3,008個	目的となる株式数	300,800株	保有者数	1人
新株予約権の数	3,008個						
目的となる株式数	300,800株						
保有者数	1人						
社外取締役の保有状況	該当なし						
監査役の保有状況	該当なし						

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
村 井 智 建	代表取締役	社長CEO 株式会社GT-Agency 代表取締役
染 谷 光 廣	取締役	テーマ株式会社 代表取締役
倉 西 誠 一	取締役	株式会社KADOKAWA メディアインキュベーション局 局次長 株式会社角川アップリンク 取締役
秋 山 政 徳	取締役	NHG株式会社 取締役会長 株式会社イマクリエ 取締役
上 田 祐 司	取締役	株式会社ガイアックス取締役代表執行役社長
鈴 木 佐 知 子	監査役	常勤監査役
松 岡 一 臣	監査役	DREAMプライベートリート投資法人 監督役員 株式会社グッドスマイルカンパニー 監査役 株式会社ホビーストック 監査役 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス 取締役（監査等委員）
高 橋 裕 次 郎	監査役	高橋裕次郎法律事務所 代表弁護士 株式会社システムソフト 取締役 株式会社APAMAN 取締役

- (注) 1. 取締役倉西誠一氏、秋山政徳氏及び上田祐司氏は社外取締役であります。
2. 監査役松岡一臣氏及び高橋裕次郎氏は社外監査役であります。
3. 監査役松岡一臣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役倉西誠一氏、取締役秋山政徳氏、取締役上田祐司氏、監査役松岡一臣氏及び監査役高橋裕次郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。
5. 取締役宮下泰明氏は、2020年3月27日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	支給額(千円)
取締役 (うち社外取締役)	6 (3)	39,460 (5,200)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	14,700 (7,200)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	54,160 (12,400)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第4回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額40百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第4回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
5. 上記には、2020年3月27日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の兼任その他の状況

- ・取締役倉西誠一氏は、株式会社KADOKAWAのメディアインキュベーション局局次長、株式会社角川アップリンクの取締役であります。
- ・取締役秋山政徳氏は、NHG株式会社の取締役会長、株式会社イマクリエの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役上田祐司氏は、株式会社ガイアックスの取締役代表執行役社長であります。当社と兼職先の間には家賃の支払等の取引がありますが、重要性が高い取引はありません。
- ・監査役松岡一臣氏は、DREAMプライベートリート投資法人の監督役員及び株式会社グッドスマイルカンパニーの監査役、株式会社ホビーストックの監査役、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋裕次郎氏は、高橋裕次郎法律事務所 代表弁護士であります。また、株式会社システムソフト及び株式会社APAMANの取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況の内容
倉西 誠一	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席いたしました。メディア業界における豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
秋山 政徳	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
上田 祐司	社外取締役就任後に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
松岡 一臣	当事業年度に開催された取締役会24回のうち22回、監査役会15回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的知見と豊富な経験から、適宜発言を行っております。
高橋 裕次郎	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 UHY東京監査法人

(注) アーク有限責任監査法人は、2020年3月27日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにUHY東京監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金額その他の 財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査役全員の同意による監査役会の決議により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会は、その事実に基づき検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、その旨を株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレート・ガバナンス

i. 取締役会

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

ii. 取締役

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。

iii. 代表取締役

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行います。

iv. 監査役会

監査役は、法令が定める権限を行使して、常勤監査役が中心となり日常業務の監査を行い、3名の監査役で役割分担をすることで効率的に取締役及び使用人の業務執行を監督しています。また、内部監査部門及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

v. 内部監査

内部監査は、代表取締役が指名する内部監査担当者が行い、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

② コンプライアンス

「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部通報制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めます。なお、当社におけるコンプライアンスの取組みに関する決定、及び進捗状況の管理は取締役会が行い、統括責任者は代表取締役とします。

③ 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めます。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理します。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査担当者は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、取締役会又は別途定める会議体において改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。
- ・当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、月一回開催する取締役会又は「グループ経営会議規程」に基づきグループ経営会議に、当社執行役員又は従業員が参加することを求めます。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、子会社を含めた、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ・当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関として「コンプライアンス規程」を策定し、当該規程に従ってコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議します。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定します。
- ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

④子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は子会社に、その役員及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、公正で高い倫理観に基いて行動することで、広く社会から信頼される経営体制を構築させます。
- ・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させます。
- ・当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させます。
- ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るた

めに設置したコンプライアンス相談受付を利用する体制を構築させます。

⑤その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用します。

・当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査します。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき従業員に関し、監査役指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役・監査役等及び従業員が監査役に報告をするための体制

・取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告するとともに、緊急かつ重要な事項は速やかに常勤監査役に報告します。

・使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令又は定款違反となるおそれがある事実がある場合には、直接報告することができます。

②子会社の取締役・監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制

・子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

・子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又は内部通報窓口に通報します。

・当社内部監査室、社長室等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。

・内部通報窓口の担当部門は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、内部通報報告書の写しを監査役に交付します。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

②監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督業務を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を24回開催しております。

②リスク管理体制について

リスク管理規程に基づき、代表取締役を中心として、経営企画部及び当社グループ各社のリスク担当が連携し、リスク管理体制の強化、推進に努め、リスク管理規程において、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

③内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、並びに業界団体の定めるガイドラインに従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力のうえ、書類の閲覧及び実地調査しております。

④監査役の職務の執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及び当社グループ各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	535,360	流動負債	64,860
現金及び預金	472,444	買掛金	16,367
売掛金	45,059	1年内返済予定の長期借入金	16,525
原材料及び貯蔵品	1,238	未払法人税等	1,434
その他	16,618	その他	30,533
固定資産	68,931	固定負債	19,910
有形固定資産	11	長期借入金	19,590
建物	0	資産除去債務	320
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	11		
無形固定資産	33,339		
のれん	33,063		
ソフトウェア	276		
投資その他の資産	35,580		
敷金及び保証金	35,045		
長期未収入金	146,114		
その他	534		
貸倒引当金	△146,114		
		負債合計	84,770
		純資産の部	
		株主資本	511,671
		資本金	287,298
		資本剰余金	516,220
		利益剰余金	△291,273
		自己株式	△574
		新株予約権	7,850
		純資産合計	519,521
資産合計	604,291	負債・純資産合計	604,291

連結損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	金額
売上高		547,483
売上原価		340,838
売上総利益		206,645
販売費及び一般管理費		342,908
営業損失(△)		△136,262
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	3	
受取手数料	1,492	
物品売却益	474	
貸倒引当金戻入額	836	
雑収入	739	
		3,553
営業外費用		
支払利息	957	
違約金	2,475	
支払手数料	1,690	
雑損失	204	
経常損失(△)		5,327
特別利益		△138,036
債務免除益	2,191	
新株予約権戻入益	5,992	
固定資産売却益	10,090	
投資有価証券売却益	1,000	
その他	192	
		19,468
特別損失		
関係会社株式売却損	56,906	
減損損失	1,584	
		58,491
税金等調整前当期純損失(△)		△177,060
法人税、住民税及び事業税	1,041	
法人税等調整額	-	
当期純損失(△)		△178,102
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△521
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△177,581

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	287,298	516,459	△113,692	△574	689,490
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△177,581		△177,581
連結範囲の変動		△238			△238
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	△238	△177,581	-	△177,819
当期末残高	287,298	516,220	△291,273	△574	511,671

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当期首残高	10,465	713	700,670
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△177,581
連結範囲の変動			△238
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,615	△713	△3,329
当期変動額合計	△2,615	△713	△181,148
当期末残高	7,850	-	519,521

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	509,091	流動負債	57,422
現金及び預金	460,715	買掛金	15,795
売掛金	32,670	1年内返済予定の長期借入金	11,725
その他	15,705	未払金	5,894
固定資産	67,954	未払費用	19,422
有形固定資産	0	未払法人税等	1,079
無形固定資産	－	その他	3,505
投資その他の資産	67,954	固定負債	320
関係会社株式	16,502	資産除去債務	320
長期貸付金	16,000		
敷金及び保証金	35,010	負債合計	57,742
長期未収入金	146,114		
その他	442	純資産の部	
貸倒引当金	△146,114	株主資本	511,453
		資本金	287,298
		資本剰余金	516,220
		資本準備金	287,198
		その他資本剰余金	229,021
		利益剰余金	△291,491
		その他利益剰余金	△291,491
		繰越利益剰余金	△291,491
		自己株式	△574
		新株予約権	7,850
		純資産合計	519,303
資産合計	577,045	負債・純資産合計	577,045

損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		288,385
売上原価		190,092
売上総利益		98,292
販売費及び一般管理費		237,272
営業損失(△)		△138,979
営業外収益		
受取利息	64	
受取配当金	3	
経営指導料	450	
物品売却益	474	
貸倒引当金戻入額	836	
雑収入	638	2,466
営業外費用		
支払利息	669	
違約金	975	
支払手数料	1,690	
雑損失	33	3,369
経常損失(△)		△139,882
特別利益		
新株予約権戻入益	5,992	
固定資産売却益	10,090	
投資有価証券売却益	1,000	
その他	192	17,276
特別損失		
減損損失	1,584	
子会社株式売却損	41,615	43,200
税引前当期純損失(△)		△165,806
法人税、住民税及び事業税	289	
法人税等調整額	-	289
当期純損失(△)		△166,096

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	287,298	287,198	229,021	516,220	△125,395	△125,395	△574	677,549
当期変動額								
当期純損失(△)				－	△166,096	△166,096		△166,096
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				－		－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	△166,096	△166,096	－	△166,096
当期末残高	287,298	287,198	229,021	516,220	△291,491	△291,491	△574	511,453

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	10,465	688,014
当期変動額		
当期純損失(△)		△166,096
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△2,615	△2,615
当期変動額合計	△2,615	△168,711
当期末残高	7,850	519,303

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

AppBank株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AppBank株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AppBank株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

AppBank株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 谷田 修一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡 嘉徳 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AppBank株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

AppBank株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 佐知子 ㊟

社外監査役 松岡 一臣 ㊟

社外監査役 高橋 裕次郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社と株式会社GT-Agencyとの合併契約書承認の件

1. 合併の目的

当社は、中核事業である「AppBank.net」、「マックスむらいチャンネル」を軸にメディア事業の再生、強化を実行するとともに、関連分野の事業強化を通じて収益性の向上を図っております。

一方、株式会社GT-Agency（以下、「GTA」という。）は、スマートフォンやPCなどのデバイス向けに、占い、ゲーム、ニュース、クイズ、レシピなど様々なオリジナルコンテンツの制作や安価でのパッケージ提供を行っています。

GTAの事業内容ならびに組織体制を鑑み、子会社として独立しておくメリットは薄く、本件合併を通じて、GTAと当社システム部門のより密接な連携、オペレーションの効率化ならびに管理コストの削減等のメリットが得られると見込んでおります。これらの効果によってGTAが営んできた事業の収益性をより高め、当社グループ収益の増加に寄与すると判断し、本件合併の決議をお願いするものであります。なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれます。

2. 合併契約の内容の概要

当社と株式会社GT-Agencyが締結した合併契約の内容は、次のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

AppBank株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社GT-Agency（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：AppBank株式会社

住所：東京都千代田区平河町二丁目5番3号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社GT-Agency

住所：東京都千代田区平河町二丁目5番3号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の開催）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約を承認する株主総会決議を経なければならない。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

- (1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (2) 受領した時点で、受領者がすでに保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

第11条（公表）

甲及び乙は、相手方の事前の同意なく、本合併の検討内容について公表せず、プレス・リリースその他の公表の内容、時期及び方法については、甲乙別途協議の上、合意する。

第12条（合意管轄）

1. 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2021年2月12日

甲： 東京都千代田区平河町2-5-3
AppBank株式会社
代表取締役 村井 智建 ㊟

乙： 東京都千代田区平河町2-5-3
株式会社GT-Agency
代表取締役 村井 智建 ㊟

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

当社は、株式会社GT-Agencyの発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

(2) 株式会社GT-Agencyの最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社GT-Agencyの最終事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）に係る計算書類等は、次頁以降に記載のとおりです。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 株式会社GT-Agencyの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表
(2020年12月31日現在)

株式会社GT-Agency
(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,735	流 動 負 債	4,415
現金及び預金	615	買掛金	2,204
売掛金	4,131	未払金	1,421
その他の流動資産	989	未払法人税等	70
固 定 資 産	0	預り金	6
投資その他の資産	0	関係会社未払金	285
貸倒懸念債権	1,854	関係会社債務	427
貸倒引当金	△1,854	固 定 負 債	0
		負 債 合 計	4,415
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,320
		資本金	3,000
		利益剰余金	△1,679
		純 資 産 合 計	1,320
資 産 合 計	5,735	負 債 純 資 産 合 計	5,735

損益計算書

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

株式会社GT-Agency
(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,421
売上原価		14,475
売上総利益		△53
販売費及び一般管理費		3,038
営業利益		△3,092
営業外収益		
受取利息	34	
雑収入	903	903
営業外費用		
支払利息割引料	66	66
経常利益		△2,255
特別利益		
その他特別利益	7,354	7,354
税引前当期純利益		5,098
法人税等		△665
当期純利益		5,764

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

株式会社GT-Agency
(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000	△7,444	△7,444	△4,444	△4,444
当期変動額					
当期純利益		5,764	5,764	5,764	5,764
当期変動額合計	－	5,764	5,764	5,764	5,764
当期末残高	3,000	△1,679	△1,679	1,320	1,320

個別注記表

(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

株式会社GT-Agency

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の末日における発行済株式数の種類及び数

普通株式 60株

第2号議案 資本金の額の減少の件

1. 減資の理由

今回の資本金の額の減少は、当社の機動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるために決議をお願いするものであります。

なお、本件による発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

2. 減資の要領

(1) 減資すべき資本金の額

資本金の額287,298,760円のうち187,298,760円を減少して、100,000,000円とすることと致します。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2021年4月1日

(3) 減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることと致します。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、事業活動の多様化及び今後の事業展開に対応するために、事業目的について変更を行うものであります。

(2) 当社は、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会の終結をもって、効力を生じるものと致します。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~13. (省略) (新設) 14. 前各号に附帯または関連する一切の事業及び業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~13. (現行通り) 14. <u>日用雑貨、食糧品、玩具、事務用品、衣料品、スポーツ用品等の企画、製造及び販売</u> 15. <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業及び業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会 (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。</p> <p>2.～3. (省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。但し、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。</p> <p>2.～3. (現行通り)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は4名以上12名以内とする。</p> <p>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (新設)</p> <p>2. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は社長とする。</p> <p>3. 必要に応じて、取締役会の決議によって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役（監査等委員である取締役を除く。）を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は社長とする。</p> <p>3. 必要に応じて、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(業務執行)</p> <p>第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。</p>	<p>(業務執行)</p> <p>第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が社長の業務を代行する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。又は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。又は取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条～第27条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>(取締役の責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約) 第32条 当会社は、会社法第427条の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (権限) 第33条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</p>
<p>(監査役の数) 第32条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	(削除)
<p>(監査役を選任) 第33条 監査役を選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役任期) 第34条 監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。又は、監査役全員の同意があるときは招集手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	(削除)
第42条～第48条 (条文省略)	第37条～第43条 (条番号変更)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第8章 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第44条 第9回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)と締結済みの責任 限定契約については、なお従前の例による。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものと致します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 数
1	むらい ともたけ 村 井 智 建 (1981年12月11日生) 《再任候補者》	2000年 7月 株式会社ガイアックス入社 2005年12月 同社 執行役員就任 2006年 2月 株式会社GT-Agency設立 代表取締役就任 2011年12月 同社分割により、新設分割会社を 株式会社 TMRに社名変更 代表取 締役就任 2012年 1月 当社 代表取締役就任 2012年 2月 AppBank Games株式会社 取締役就任 2015年 3月 当社 取締役メディア事業部長就任 2017年 5月 当社 取締役CCO就任 2020年 1月 当社 代表取締役社長CEO就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社GT-Agency 代表取締役	1,563,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p>そめや みつひろ 染谷 光廣 (1967年6月16日生) 《再任候補者》</p>	<p>1993年 4月 株式会社誠和システムズ入社 1997年 1月 トレンドマイクロ株式会社 ウイルスバスター プロダクトマーケティングマネージャ 2002年 9月 エヌ・シー・ジャパン株式会社 リネージュ事業部シニアマネージャー 2003年10月 株式会社SEGA オンラインマー ケティング部長 2007年 2月 JC Global株式会社設立 取締役就任 2008年 1月 株式会社Gクラスター・グローバ ル サービス統括部部長 2009年 1月 株式会社エイチーム 執行役員 コ ンテンツ事業部長就任 2010年 4月 同社 モバイルコンテンツフォー ラム理事就任 2012年 1月 オリコン株式会社 執行役員副社長就任 2013年 4月 ORICON NEXT株式会社 代表取 締役社長就任 2014年 4月 株式会社oricon ME 執行役員副社長就任 2018年 5月 株式会社ソケット 事業開発グループ 事業統括シニアエグゼクティブ リーダー 2020年 2月 当 社 入 社 2020年 3月 当 社 取 締 役 就 任 (現 任) (重要な兼職の状況) テーマ株式会社 代表取締役</p>	<p>一株</p>
3	<p>さくま りょう 佐久間 諒 (1981年12月10日生) 《新任候補者》</p>	<p>2006年 2月 株式会社ファンコミュニケーションズ入社 2011年 8月 株式会社8crops設立 代表取締役 就任 2020年 6月 当社入社 システム部長 就任 (現任) 2020年10月 当社 メディア事業部長 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 3 bitter株式会社 代表取締役</p>	<p>一株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	しらいし じゅうぞう 白石 充三 (1982年2月1日生) 《新任候補者》	2006年4月 株式会社ジャフコ 入社 2020年4月 当社入社 管理部長CFO 就任 2020年7月 当社 管理本部長CFO 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 3 bitter株式会社 監査役 テーマ株式会社 監査役	一株
5	うえだ ゆうじ 上田 祐司 (1974年9月12日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1999年3月 有限会社ガイアックス (現 株式会社ガイアックス) 代表取締役就任 2006年8月 株式会社ガイアックス 取締役代表執行役社長就任 (現任) 2012年3月 当社 取締役就任 (2018年3月退任) 2020年3月 当社 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ガイアックス 取締役代表執行役社長	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上田祐司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者とした理由等

上田祐司氏は、2012年3月から2018年3月までの6年間に渡り当社の社外取締役に就任しており、経営者としての経験とIT業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等により、当社の経営全般に対する助言が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏は、東京証券取引所上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合には、独立役員の候補者であります。

- (2) 就任してからの年数
上田祐司氏は、現在当社の社外取締役であります。就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、1年となります。
- (3) 社外取締役候補者との責任限定契約の概要
当社は、上田祐司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行致します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものと致します。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	くらし せいいち 倉西 誠一 (1968年3月24日生) 《新任候補者》 社外取締役候補者	1995年10月 株式会社メディアワークス (現 株式会社KADOKAWA)入社 2003年4月 同社 電撃PlayStation編集長就任 2013年8月 同社 週刊アスキー編集主幹就任 2014年3月 当社 取締役就任(現任) 2019年4月 株式会社KADOKAWA メディアインキュ ベーション局 統括部長 就任 2020年4月 株式会社KADOKAWA メディアインキュ ベーション局 局次長 就任(現任) 2020年6月 株式会社角川アップリンク 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社KADOKAWA メディアインキュベーション局 局次長 株式会社角川アップリンク 取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	あきやま まさのり 秋 山 政 徳 (1947年11月29日 生) 《新任候補者》 社外取締役候補者	1970年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 1997年4月 同社 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 開発業務部長 就任 1999年6月 株式会社日本サテライトシステムズ 取締役 就任 2006年6月 JSAT株式会社 取締役 専務執行役員 営業本部長 就任 2007年4月 スカパーJSAT株式会社 代表取締役会長 就任 2008年6月 株式会社スカパーJSATホールディングス 代表取締役社長 就任 2011年4月 スカパーJSAT株式会社 特別顧問 就任 2013年7月 NHG株式会社 取締役会長 就任(現任) 2014年3月 当 社 監 査 役 就 任 2018年3月 当 社 取 締 役 就 任 (現 任) 2020年10月 株式会社イマクリエ 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) NHG株式会社 取締役会長 株式会社イマクリエ 取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	まつおか かずおみ 松岡 一臣 (1967年5月21日生) 《新任候補者》 社外取締役候補者	1990年8月 TAC株式会社 入社 公認会計士講座 専任講師 1991年8月 中央新光監査法人(旧中央青山監査法人) 入社 1996年11月 ドイツ・クーパーズ・アンド・ライブランド会計事務所 (現プライスウォーターハウスクーパーズ) デュッセルドルフ事務所 入所 2000年7月 インステイネット証券入社 CFO 就任 2001年4月 ジャパンクロス証券株式会社 監査役 就任 2001年12月 松岡一臣公認会計士・税理士事務所開設 2004年9月 インステイネット証券会社 取締役管理本部長 就任 2006年5月 SBIホールディングス株式会社 入社 経営企画室部付部長 就任 2006年11月 SBIジャパンネクスト証券株式会社 取締役兼執行役員 就任 2011年12月 株式会社イメージエポック 取締役 就任 2012年6月 DREAMプライベートリート 投資法人 監督役員 就任(現任) 2012年12月 株式会社グッドスマイルカンパニー 監査役 就任(現任) 2014年3月 当社 監査役 就任(現任) 2019年5月 株式会社ホビーストック 監査役 就任(現任) 2020年5月 株式会社クリエイト・レストランツ・ ホールディングス 取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) DREAMプライベートリート投資法人 監督役員 株式会社グッドスマイルカンパニー 監査役 株式会社ホビーストック 監査役 株式会社クリエイト・レストランツ・ ホールディングス 取締役(監査等委員)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当該候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 3. 各候補者は、社外取締役候補者であります。

(1) 監査等委員である社外取締役候補者とした理由等

倉西誠一氏につきましては、大手メディア企業での豊富な経験とメディア事業に対する幅広い見識等により、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

秋山政徳氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

松岡一臣氏は、公認会計士としての専門的見識と豊富な経験により、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

また、上記3氏は、東京証券取引所上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の選任が承認された場合には、独立役員の候補者であります。

(2) 就任してからの年数

倉西誠一氏、秋山政徳氏は、現在当社の社外取締役であり、松岡一臣氏は、現在当社の社外監査役であります。就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、倉西誠一氏は7年、秋山政徳氏は3年、松岡一臣氏は7年となります。

(3) 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約の概要

当社は、倉西誠一氏、秋山政徳氏、松岡一臣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合は、当社は3氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行致します。そのため、現在の取締役の報酬等の額に関するために代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、2016年3月29日開催の第4回定時株主総会において承認された取締役の報酬限度額と同じく年額3億円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と定めるものと致したく存じます。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致します。

また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会決議によることとし、現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」の効力が生じると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第3号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行致します。そのため、現在の取締役の報酬等の額に関するために代えて、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、2016年3月29日開催の第4回定時株主総会において承認された取締役の報酬限度額と同じく年額50百万円以内と定めるものと致したく存じます。

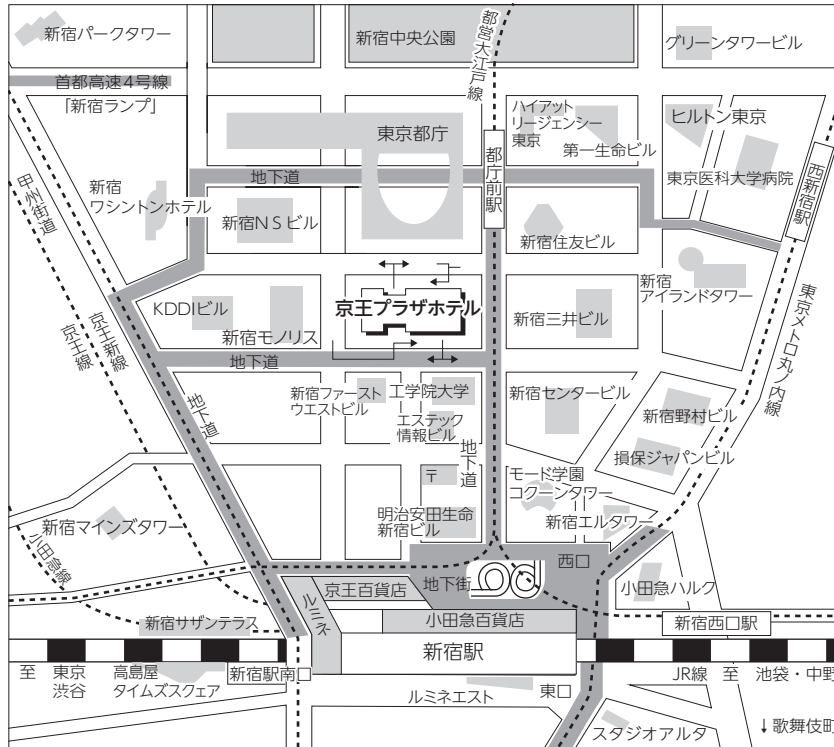
また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとし、第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じると、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

以上

定時株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館4階 「花」C
TEL (03) 3344-0111 (代表)



交通のご案内

- 新宿駅西口より徒歩
約5分 (JR・京王線・小田急線・地下鉄)
新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を5分ほど進み、地下道から出たすぐの左側の建物が京王プラザホテルです。
- 都営大江戸線都庁前駅より徒歩
地下道B1出口よりすぐ
改札を出てJR新宿駅方面に進み、B1出口階段を上がってすぐ右側です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。